

公共放送の現状について

公共放送WG事務局

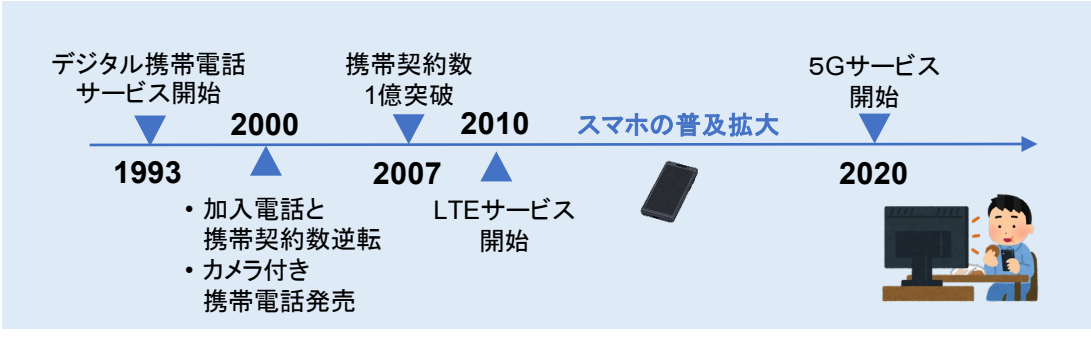
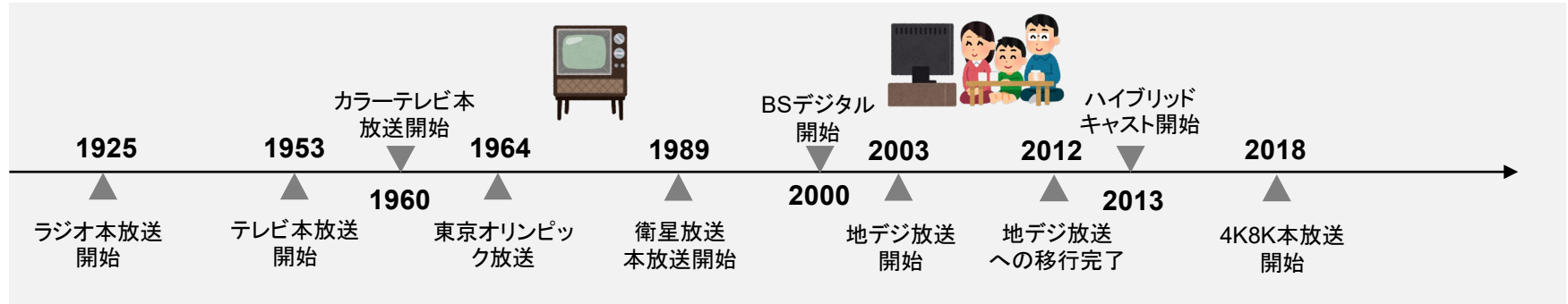
令和4年9月21日

1. 公共放送を取り巻く環境の変化 2
2. 公共放送の制度の現状 14
参考資料 24

1. 公共放送を取り巻く環境の変化

視聴スタイルの変化

- テレビが普及した当時は、「家族みんなでお茶の間のテレビを囲む」といった視聴スタイルが主流であった。
- インターネット・モバイル端末の普及等により、個人志向（好きな時間に、手元の端末で）が強まっていると見られる。



テレビ以外の機器でテレビ番組を見る理由 (該当者*複数回答)

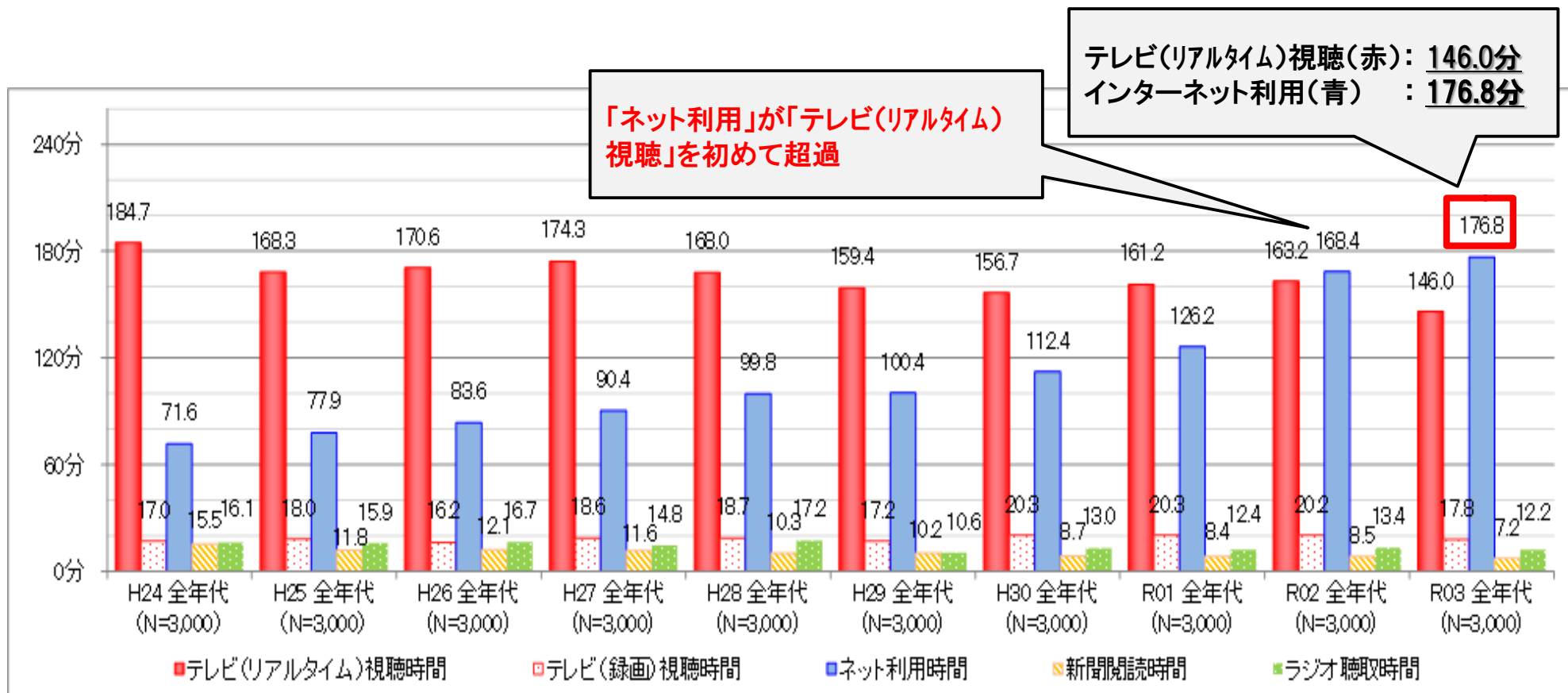
* スマートフォン,携帯電話,パソコン,タブレット端末,ゲーム機,その他のいずれかでテレビ番組を見ると回答した人 ()内はサンプル数
斜体: サンプル数が100人未満で誤差が大きいため参考値

■ は全体と比べ優位に高い □ は全体と比べ優位に低い

(人)	該当者 (744)	16~29歳 (141)	30代 (124)	40代 (157)	50代 (143)	60代 (93)	70歳以上 (86)	(%)
放送時間にかかわらず、自分の好きな時間に見たいから	48	57	48	49	50	39	36	
すでに放送が終わった番組を見たいから	30	35	32	30	31	27	19	
テレビで見るより手軽だから	27	40	38	26	26	13	11	
外出中に見たいから	25	31	20	22	22	28	28	
自分のがテレビを見たい時に、家族などほかの人が使っているから	23	29	30	27	15	20	16	
家の中の、テレビがないところで見たいから	21	29	32	20	15	13	8	
手元にある機器で見たいから	18	23	23	17	17	14	13	
SNSやインターネット動画サービスから直接見たい(リンクから見たい)から	7	10	9	5	7	4	5	
テレビを持っていないから	3	4	7	3	1	1	0	
その他	2	1	2	1	5	2	5	
無回答	7	4	3	2	6	14	19	

インターネット利用時間の増加

- 令和2年度において、平日1日の平均利用時間での「インターネット利用」が「テレビ視聴」を初めて超過した。
- 令和3年度では、「インターネット利用」と「テレビ視聴」との時間差がさらに拡大している。



【出典】総務省情報通信政策研究所「令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」(令和4年8月)を元に作成

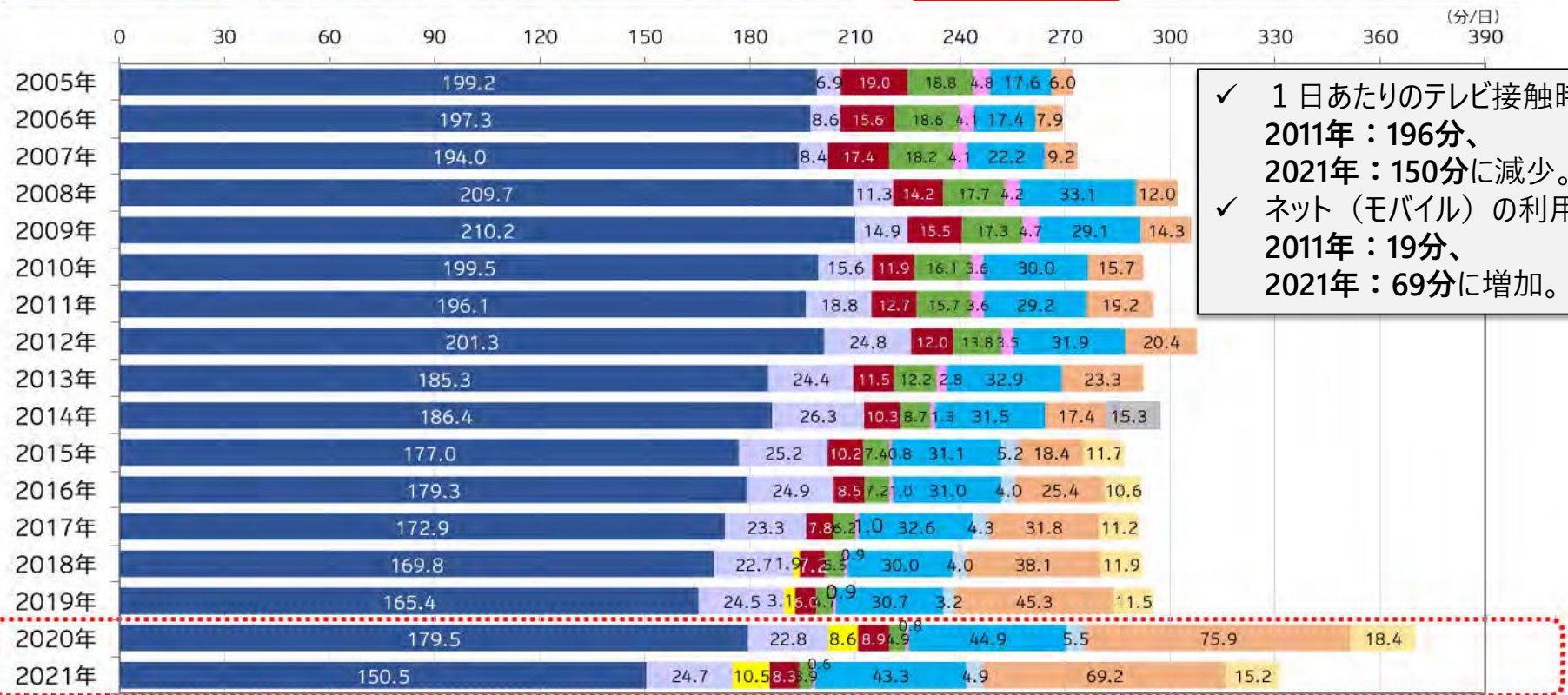
モバイル端末での動画視聴

➤ モバイル端末の普及が、インターネット利用時間の増加を後押ししている。

自宅内1日あたりメディア接触の経年変化 2020年はコロナ禍の影響が顕著



■ TV ■ 録画再生 ■ テレビ動画 ■ ラジオ ■ 新聞 ■ 雑誌 ■ ネット(PC・タブ) ■ ゲーム(PC・タブ) ■ ネット(モバイル) ■ ゲーム(モバイル) ■ ゲーム計 (2014年)



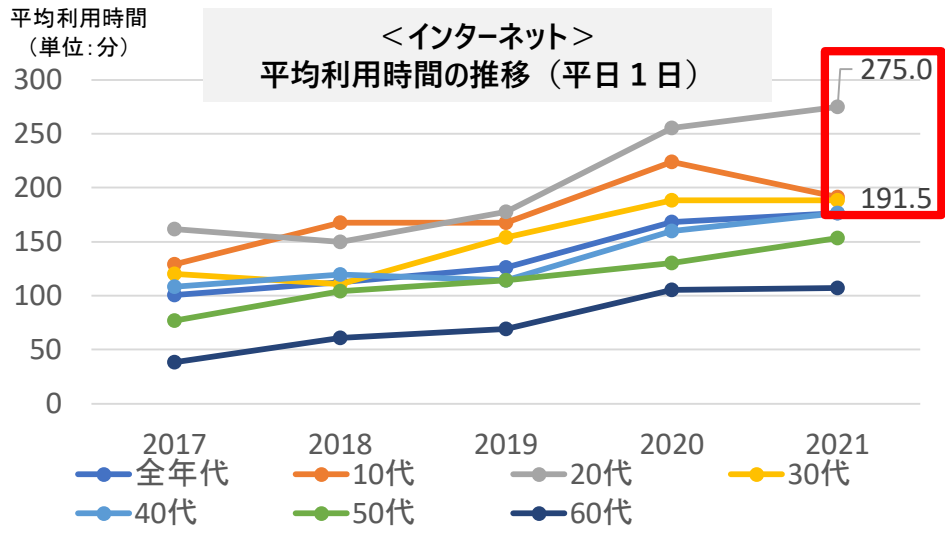
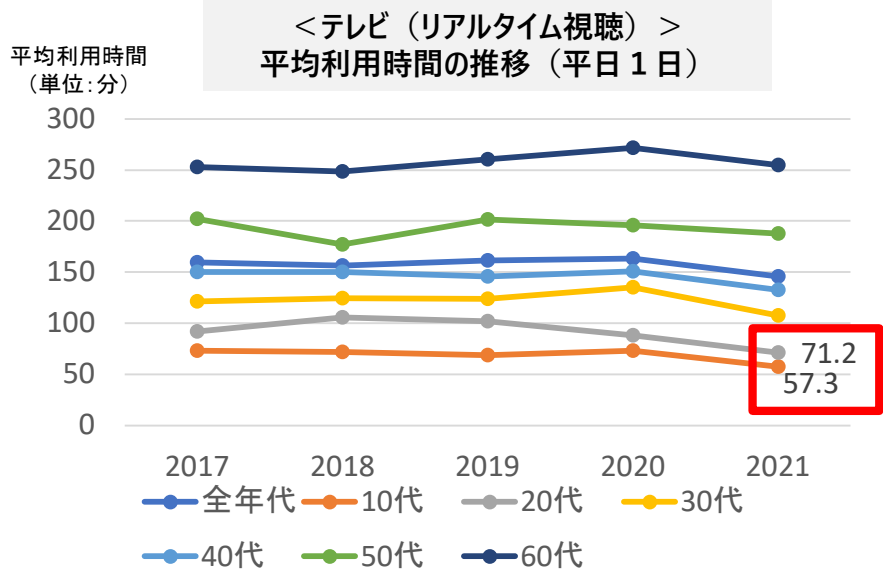
- ✓ 1日あたりのテレビ接触時間は、
2011年：196分、
2021年：150分に減少。
- ✓ ネット（モバイル）の利用時間は、
2011年：19分、
2021年：69分に増加。

出典：ビデオリサーチ社
2005～2013年：MCR（関東地区／東京30km圏、10～69歳）、2014～2021年：MCR/ex（関東地区／東京50km圏、12～69歳） 各年6月調査

Copyright© 2021 DENTSU INC. All Rights Reserved.

年代別のインターネット利用の動向

- ▶ 年代別に見ると、若年層（10-20代）ほど、テレビ（リアルタイム視聴）が少なく、インターネット利用時間が多い。
- ▶ 若年層ほど、インターネットで、ソーシャルメディアの利用と並んで動画を視聴している時間が多い。



【令和3年度】[平日] インターネットの利用項目別の平均利用時間（全年代・年代別・男女別）

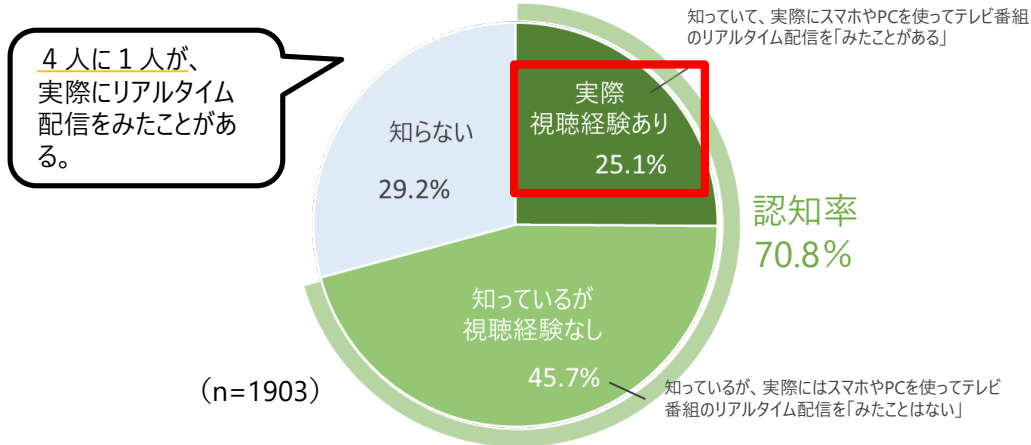
項目	単位:分	全年代 (N=3,000)	10代 (N=282)	20代 (N=430)	30代 (N=494)	40代 (N=648)	50代 (N=594)	60代 (N=552)
メールを読む・書く		35.7	19.6	20.1	36.0	39.9	50.9	34.5
ブログやウェブサイトを見る・書く		26.0	16.1	25.8	35.8	30.3	19.6	24.4
ソーシャルメディアを見る・書く		40.2	64.4	84.1	46.2	32.2	25.7	13.3
動画投稿・共有サービスを見る		43.3	89.3	83.2	43.0	35.7	25.0	17.3
VODを見る		14.1	13.2	32.1	17.8	11.4	8.1	7.0
オンラインゲーム・ソーシャルゲームをする		20.3	38.8	44.7	18.3	19.1	10.6	5.4
ネット通話を使う		4.2	5.3	14.0	5.1	1.5	1.7	1.2
		男性 (N=1,518)	男性10代 (N=144)	男性20代 (N=220)	男性30代 (N=252)	男性40代 (N=330)	男性50代 (N=300)	男性60代 (N=272)
メールを読む・書く		43.3	11.6	23.1	46.8	44.6	69.8	42.3
ブログやウェブサイトを見る・書く		29.0	9.2	23.6	42.9	33.1	20.1	36.0
ソーシャルメディアを見る・書く		31.9	50.3	75.6	42.1	18.3	18.2	9.3
動画投稿・共有サービスを見る		50.5	87.4	101.8	55.7	41.4	28.2	20.2
VODを見る		13.4	14.4	30.5	20.1	8.5	7.8	4.9
オンラインゲーム・ソーシャルゲームをする		27.5	55.5	66.7	27.9	23.0	10.2	5.2
ネット通話を使う		6.1	5.9	22.2	7.0	1.9	2.0	1.7
		女性 (N=1,482)	女性10代 (N=138)	女性20代 (N=210)	女性30代 (N=242)	女性40代 (N=318)	女性50代 (N=294)	女性60代 (N=280)
メールを読む・書く		28.0	27.9	17.1	24.7	35.1	31.6	27.0
ブログやウェブサイトを見る・書く		23.0	23.3	28.1	28.5	27.4	19.1	13.3
ソーシャルメディアを見る・書く		48.6	79.1	93.0	50.5	46.6	33.3	17.1
動画投稿・共有サービスを見る		35.9	91.3	63.6	29.8	29.9	21.8	14.5
VODを見る		14.9	11.9	33.7	15.4	14.4	8.5	9.1
オンラインゲーム・ソーシャルゲームをする		12.9	21.5	21.7	8.4	15.1	10.9	5.7
ネット通話を使う		2.4	4.6	5.5	3.1	1.0	1.4	0.8

【出典】「令和4年版情報通信白書」表3-8-1-3を元に作成

【出典】総務省情報通信政策研究所「令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」（令和4年8月）

- インターネットで「テレビ番組のリアルタイム配信」を見たことのある人は25%程度。
- スマートフォンでテレビ番組を視聴する人は若いほど多く、16～29歳では半数を超える。

「リアルタイム配信」利用率



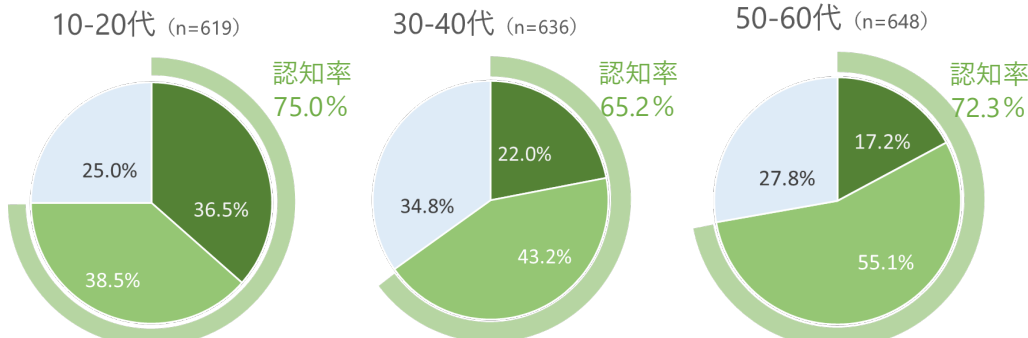
テレビ番組（リアルタイム・録画再生・インターネット動画サービス*）の視聴機器（複数回答）

	全体	16～29歳	30代	40代	50代	60代	70歳以上
テレビ	90	77	82	87	92	97	94
スマートフォン	26	53	49	34	26	15	8
携帯電話（スマートフォン以外）	2	3	3	0	2	1	4
パソコン	9	12	11	9	12	9	5
タブレット端末（iPadなど）	8	14	17	10	9	7	2
ゲーム機	1	3	2	1	1	0	0
その他	0	0	0	1	1	0	0
テレビ番組は見ない	4	8	9	5	5	1	3
無回答	1	0	0	0	0	1	3

(%)

「リアルタイム配信」利用率：年代別

年代別にみると、実際にリアルタイム配信をみたことがある割合は、10-20代が最も多く36.5%。



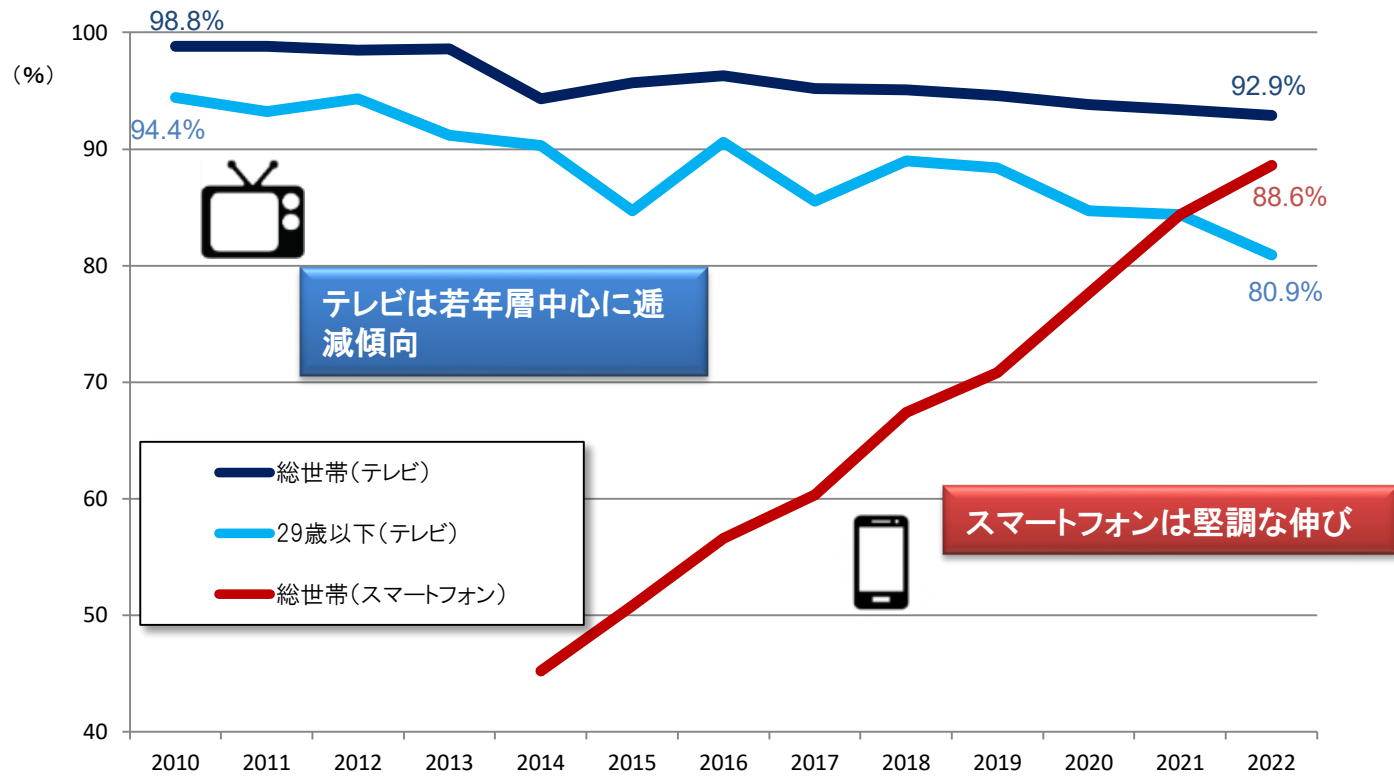
* TVer,NHKプラス,YouTubeなどのテレビ番組

■ は全体と比べ優位に高い

■ は全体と比べ優位に低い

- テレビは総世帯の90%以上が所有している。
- しかし、29歳以下のテレビ普及率は約80%にとどまり、中長期的にテレビを所有する世帯は減少すると見込まれる。

世帯主別普及率 「カラーテレビ」 対 「スマートフォン」

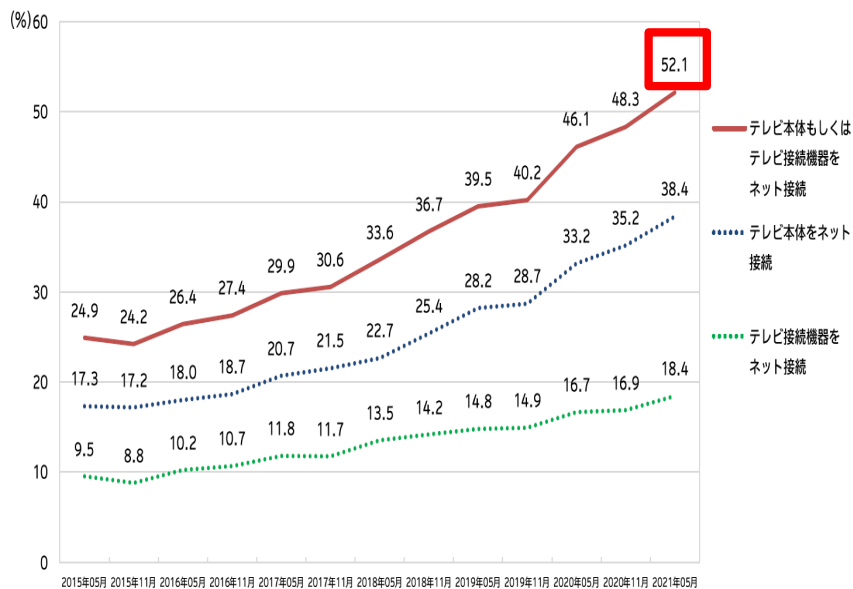


(出典)内閣府「消費動向調査」により作成

テレビのネット端末化

- テレビをインターネットに接続する割合が2021年5月に50%を超えた。
- ブロードバンド環境の整備により、近年、インターネットで動画を視聴できる多種多様なデバイスが登場している。

テレビのインターネット接続



出典：電通d-campX2021年度上期（開業）

【出典】「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第1回会合（2021年11月8日）資料1-4（奥構成員提出資料）p.17

チューナーレスデバイスの登場

	チューナーレスデバイス	
	ソニー	ドン・キホーテ
イメージ	<p>『FW-100BZ40J/BZ』（左）と、会議室での使用イメージ（右）</p>	<p>24V型[TSM-2401F2K] 42V型[TSM-4201F2K]</p>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ Android OSを搭載。 ○ 会議室のモニター、店舗での商品紹介やメニュー表示、学校用の大型提示装置や医療機関の待合室のサイネージなどが想定されており、法人向けに販売。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ Android OSを搭載。 ○ インターネットでの動画視聴のほか、家庭用ゲーム機、DVD・ブルーレイプレイヤーに接続して映画を鑑賞、ノートパソコンを接続してデュアルモニターとして活用することを想定。

テレビチューナーを搭載せず、インターネットへの接続を可能とするOSを搭載し、YouTubeやNetflix等の動画配信サービスを視聴することが可能な機器が登場。

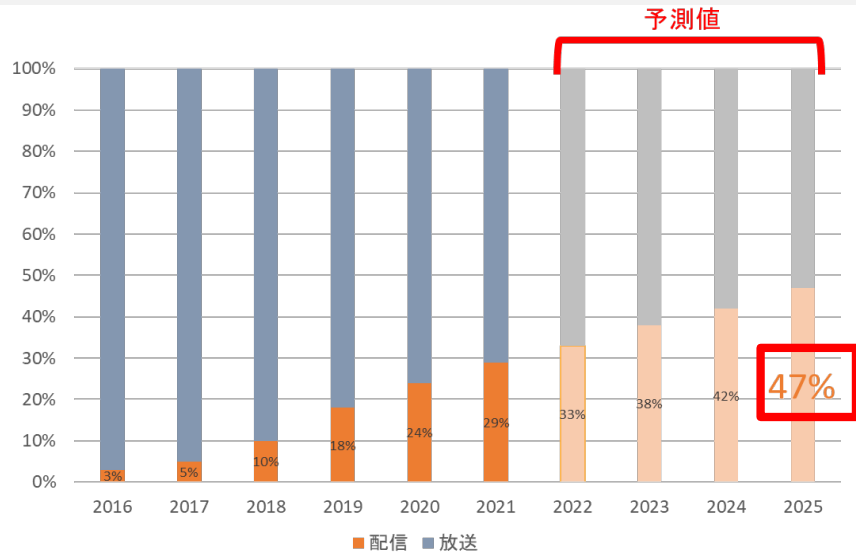
【出典】ソニー株式会社プレスリリース (<https://www.sony.jp/CorporateCruise/Press/201803/18-0319/>、<https://www.sony.jp/CorporateCruise/Press/202106/21-0608/>)、株式会社ドン・キホーテプレスリリース (https://ppih.co.jp/news/pdf/NL211206_tunerlessTV.pdf)等を元に総務省作成



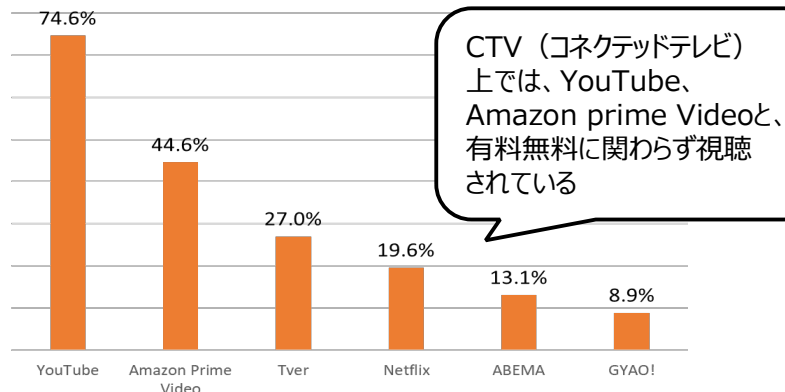
テレビでのインターネット動画の視聴

- テレビをインターネットに接続して「動画」を見る人は、年々増加傾向にある。
- 若年層（10-20代）ほど、テレビ画面で「放送」を見る人は少なく、「動画配信サービス」を見る人が多い。

スマートテレビ上での動画配信視聴時間は2025年には47%に

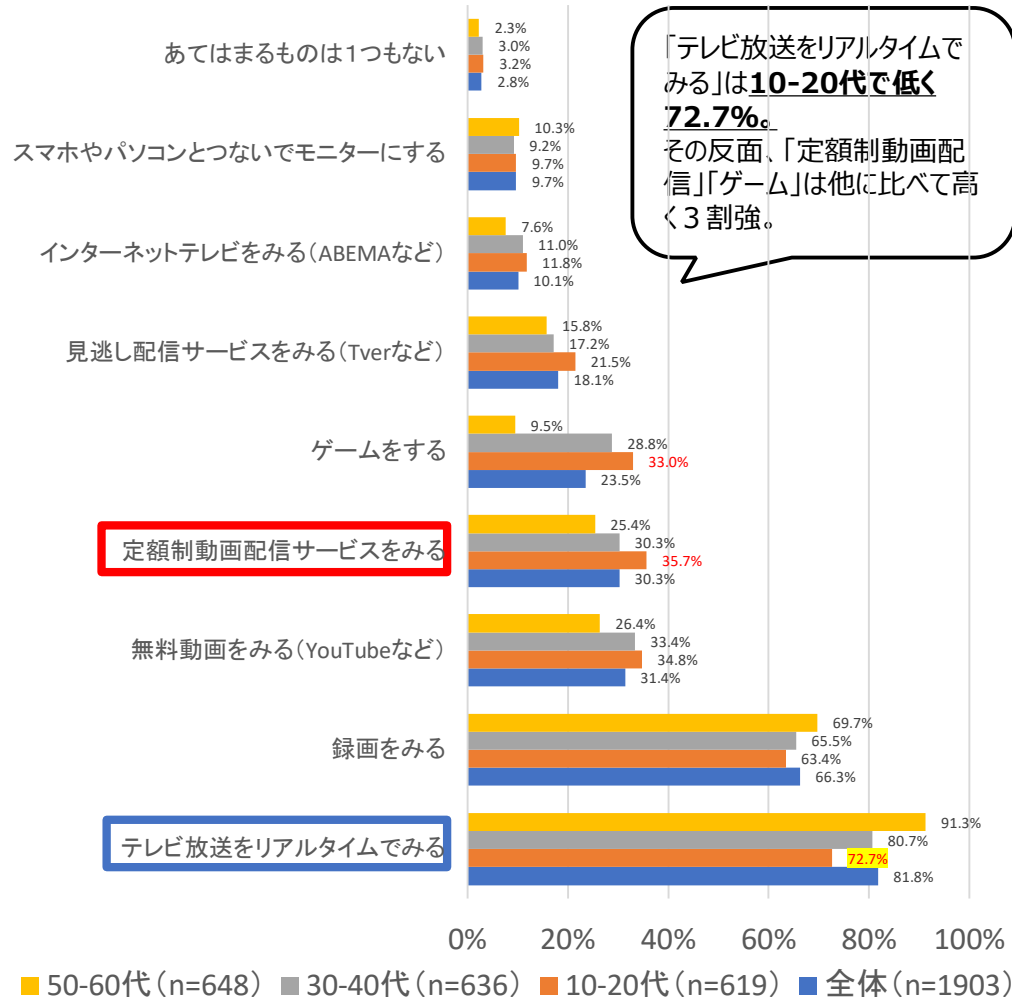


CTV利用者におけるCTV上での各サービス利用率



CTV（コネクテッドテレビ）上では、YouTube、Amazon prime Videoと、有料無料に関わらず視聴されている

テレビ受像機の利用内容：年代別



「テレビ放送をリアルタイムでみる」は10-20代で低く**72.7%**。その反面、「月額制動画配信」「ゲーム」は他に比べて高く3割強。

【出典】インテージ「知るギャラリー」2022年5月31日公開記事『コネクテッドテレビ動向調査 生活者と広告主にとっての「テレビとデジタルの交差点」』p.9、p.12を元に作成

【出典】博報堂DYメディアパートナーズメディア環境研究所『テレビの「リアルタイム配信」視聴意識調査2022』p.9を元に作成

➤ フェイクニュースに接することが多いと思う情報源については、「SNS」(62.0%)と回答した人の割合が最も高い。

	テレビ	ラジオ	新聞	雑誌	書籍	(SNS)	ソーシャルメディア	ポータルサイト	ニュース系サイト	ディレクトリ	以外	まとめサイト	トクを事業としてい	専門情報サイト	動画投稿・共有サイト	友人や家族からの情報	特になし
(%)																	
全体 (n=1341)	25.7	4.3	10.4	11.5	3.7	62.0	26.2	14.9	25.4	7.1	29.2	8.0	12.2				
10代(n=198)	24.2	6.6	9.6	10.1	4.5	75.8	25.3	14.1	22.7	5.6	28.8	6.6	6.6				
20代(n=193)	31.1	4.7	12.4	11.9	3.1	75.6	30.6	21.2	36.8	8.8	31.6	8.3	4.1				
30代(n=190)	36.8	6.8	14.2	8.4	5.8	68.9	28.9	20.0	32.6	8.9	24.2	12.1	7.4				
40代(n=194)	24.7	4.1	7.7	6.7	2.1	57.7	25.3	14.4	28.4	9.8	27.8	7.2	12.9				
50代(n=191)	18.8	2.1	8.9	13.6	3.1	61.3	23.0	13.1	24.6	4.7	29.3	6.8	14.7				
60代(n=191)	23.0	3.1	11.5	16.8	4.2	50.8	30.4	14.7	21.5	8.4	38.7	8.4	15.2				
70代以上(n=184)	21.2	2.2	8.7	13.0	2.7	42.9	19.6	6.5	10.9	3.3	23.9	6.5	25.5				

※本調査においては、フェイクニュースについて、「定まった定義はないが、何らかの利益を得ることや意図的に騙すことを目的としたいわゆる「偽情報」や、単に誤った情報である「誤情報」や「デマ」などを広く指すもの」と定義している。

フェイクニュース等の出現

- 諸外国では、大統領選挙や現職大統領の言動など、民主主義の根幹を揺るがしかねない事案が生じている。
- 日本でも、災害や新型コロナ関連など、社会生活に必要な情報に対する信頼に疑いを生じさせかねない事象が生じている。

海外事例

- 米国** 2016年12月に実施された米国大統領選挙の際、民主党クリントン候補の評価を貶める目的で、共和党トランプ候補を支持する陣営や外国から**フェイクニュースが発信・拡散**され、**大統領選挙の結果に影響**があったといわれている。
- 例えば、「ローマ法王がドナルド・トランプ支持を表明する声明がバチカン（ローマ法王庁）から発表された」旨の情報が、Facebook上で約100万シェアに到達。後日、ローマ法王が同記事情報を否定。
- 英国** 2016年6月に実施されたEUからの**離脱を問う国民投票**に対して、**フェイクニュースが影響**を与えたといわれている。
- 仏国** 2017年5月に実施されたフランス**大統領選挙**において、マクロン候補が租税回避地にペーパーカンパニーや銀行口座を保有している旨の**フェイクニュース拡散が問題**となった。
- 独国** 2016年に連続発生した移民によるテロ事件に関して、事件と無関係の**イスラム系難民とメルケル首相との写真が利用され、メルケル首相がテロリストと関係**があったかのような**フェイクニュース拡散が問題**となった。
- その他** **ロシアのウクライナ侵略**に関し、ウクライナに対する侵略のための口実の形成、ウクライナに対する世界的信用の失墜等を企図した**作戦行動の一環としてフェイクニュースを流布・拡散**したとの指摘あり。

国内事例

- 災害時、選挙時、キュレーションサイト等**においてフェイクニュースが問題となった。
- 例えば、2016年4月の熊本地震の際、「熊本市内の動物園からライオンが放たれた」というデマがSNSで拡散。発信者は偽計業務妨害で逮捕された。

新型コロナウイルスの予防に効果があるとする情報

- 「お湯を飲むと予防効果がある」、「ビタミンDには予防効果がある」などの情報が主にTwitterやLINEで拡散された。

トイレットペーパー**買い占め**につながった情報

- 新型コロナウイルスの「トイレットペーパーの製造元・原材料調達は中国に依存しているため、近いうちに入手できなくなる」との情報。

フィルターバブルとエコーチェンバー

- インターネット上では、取得する情報に偏りが生じやすい特質があるとの指摘がある。
- その結果、社会の分断が促され、混乱を来すことにならないよう社会全体の問題として捉えるべきとの考え方もある。

フィルターバブル：アルゴリズムがネット利用者個人の検索履歴やクリック履歴を分析し学習することで、個々のユーザーにとっては**望むと望まざるとにかかわらず見たい情報が優先的に表示**され、利用者の観点に合わない情報からは隔離され、**自身の考え方や価値観の「バブル（泡）」の中に孤立**するという情報環境を指す。

エコーチェンバー：**ソーシャルメディア**を利用する際、自分と似た興味関心をもつユーザーをフォローする結果、**意見をSNSで発信すると自分と似た意見が返ってくるという状況**を、閉じた小部屋で音が反響する物理現象にたとえたものである。

【現状調査】

- グループインタビューで「今の社会は情報が多すぎると思う」と回答した人は全体で84%おり、「自分が知りたいことだけ知っておけばいい」と回答した人は16～19歳で39%、男20代で45%、女20代で44%と若年層が全体（31%）より高かった（p.23）。「年層にかかわらず『今の社会は情報が多すぎる』と多くの人を感じており、**特に若年層では『自分が知りたいことだけ知っておけばいい』という意識を持つ人も多くなっている。**」（p.25）

（NHK放送研究と調査2018年12月号『情報過多時代の人々のメディア選択～「情報とメディア利用」世論調査の結果から～』）

- 2018年の調査で、16～19歳と20代においては、「（政治・経済・社会の動きを伝える）**ニュースはたまたま気づいたものだけで十分だ**が」（政治・経済・社会の動きを伝える）**ニュースには意識して自分から接している**を**上回った**。

（NHK放送研究と調査2019年5月号『SNSを情報ツールとして使う若者たち～「情報とメディア利用」世論調査の結果から②～』p.51図9を元に総務省作成）

【識者の指摘】

- ✓ このような情報の偏りは「エコーチェンバーによる政治的・社会的分断や、アテンションを奪おうとするあまり、**真実かどうかというよりも、刺激のかどうかということが優先**されて、フェイクニュースも拡散しやすくなっていく」という状況をもたらす。

（第1回デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会、山本龍彦構成員）

- ✓ いかなる情報を摂取するかという選択は、もとより個人の自由に委ねられており、情報を偏食する自由もまた尊重されるべきである。だが、新型コロナ禍で見られたように、**フェイクニュースやインフォデミックの拡散が感染対策の障害となり、社会に混乱をもたらすようであれば、それは社会全体の問題**となる。これは**新型コロナ禍のみならず、米大統領選の混乱で見られたように、民主主義そのものについてもいえる**だろう。

（鳥海不二夫・山本龍彦『共同提言「健全な言論プラットフォームに向けて—デジタル・ダイエット宣言ver.1.0」』p.2）

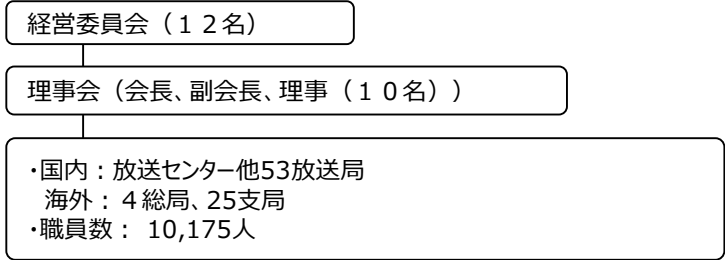
2. 公共放送の制度の現状

① 放送法に基づく受信料を主たる財源とする特殊法人

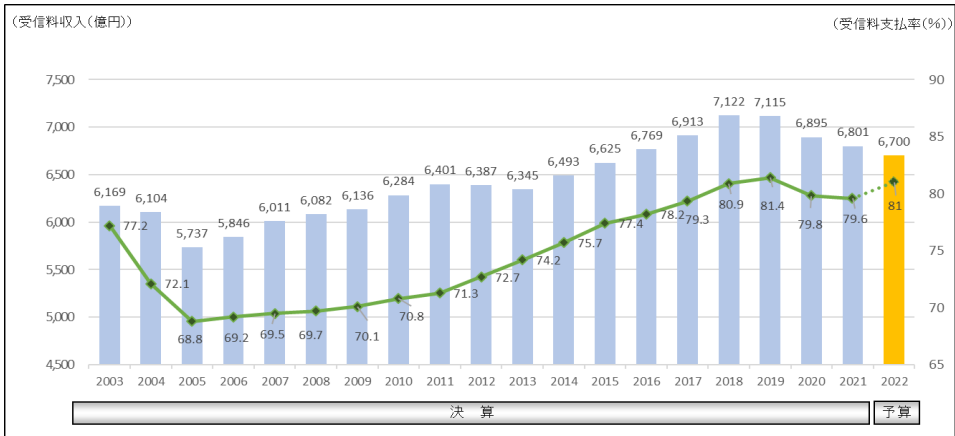
第15条 **協会**は、**公共の福祉のために、あまなく**日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による**国内基幹放送**（中略）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて**国際放送**及び**協会国際衛星放送**を行うことを**目的**とする。

第64条 **協会の放送を受信**することのできる受信設備を設置した者は、**協会**とその放送の**受信**についての**契約をしなければならない**。ただし（中略）ラジオ放送（中略）に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

② 組織



④ 受信料収入と支払率



注1) 2012年から消費税の会計処理について税抜方式に変更したため、2011年までの受信料収入については、税込額の数値から税抜額を試算したものの。
 注2) 2012年10月より、月額120円の受信料値下げを実施。
 注3) 2014年4月からの消費税引上げに伴い、受信料額を変更。
 注4) 2019年10月からの消費税率引上げ時に受信料額を据え置き。
 注5) 2020年10月から地上、衛星契約ともに受信料額を2.5%引下げ。

③ 業務

必須業務

国内放送

- **テレビジョン放送**
地上放送 2ch (総合・教育)
衛星放送 4ch (BS1・BSプレミアム・BS4K・BS8K)
- **ラジオ放送 3ch**
第1 (AM)・第2 (AM)・FM

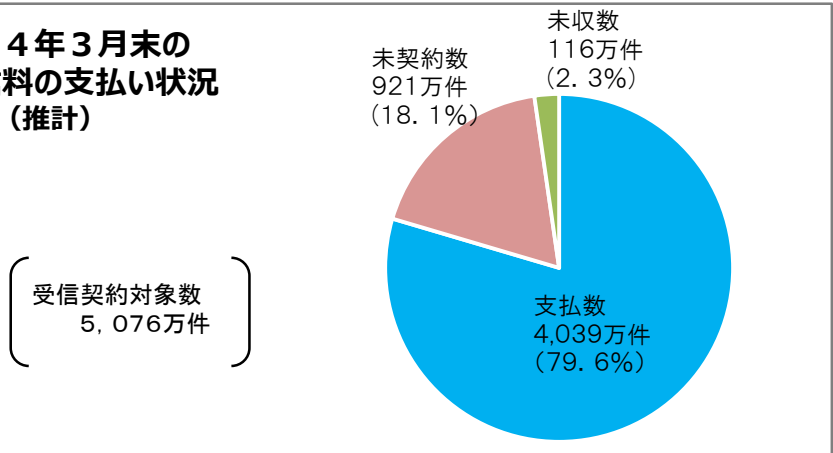
国際放送

- **テレビジョン放送 (衛星)**
外国人向け英語放送「NHKワールド JAPAN」
邦人向け日本語放送「NHKワールド・プレミアム」
- **ラジオ放送 (地上 (短波・中波・FM)、衛星)**
17言語による外国人向け放送「NHKワールド JAPAN」
日本語による在外邦人向け放送「NHKワールド・ラジオ日本」

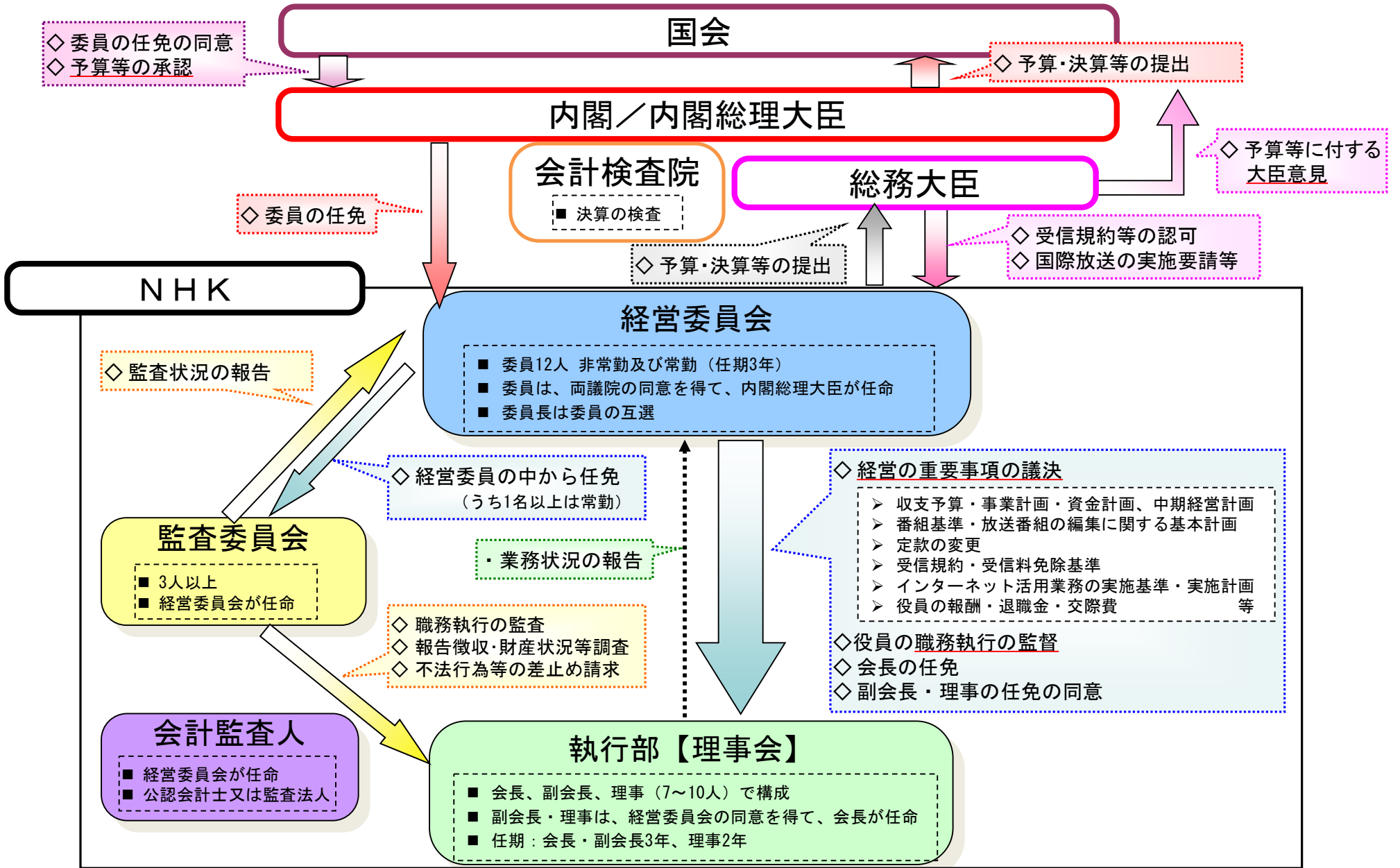
任意業務

- **インターネット活用業務**
(テレビ・ラジオの放送番組等をインターネットで配信する業務等)
⇒ **NHKは実施基準を作成し、総務大臣の認可を受けることが必要**

令和4年3月末の受信料の支払い状況 (推計)



受信契約対象数
5,076万件



受信料額

契約種別	月額		6か月前払額		12か月前払額	
	口座・クレジット	継続振込等	口座・クレジット	継続振込等	口座・クレジット	継続振込等
地上契約 (地上系によるテレビ放送)	1,225円	1,275円	7,015円	7,300円	13,650円	14,205円
衛星契約 (衛星系及び地上系によるテレビ放送)	2,170円	2,220円	12,430円	12,715円	24,185円	24,740円

■ 受信料の額は国会が予算を承認することによって定める（放送法第70条第4項）

（収支予算、事業計画及び資金計画）

第70条第4項 第64条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによって、定める。

受信料の法制上の位置付け

○ 「臨時放送関係法制調査会」答申（1964年9月）

「国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべき」

○ 内閣法制局長官答弁（1980年3月17日 参・予算委）

「公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであります」

○ 最高裁判決（2017年12月）

NHKの事業運営の財源を受信料によって賄う仕組みは、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKがそれらの者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの。

➤ NHKは、受信料を財源とする「公共放送」として、民間放送には課せられていない特別の役割を担っている。

「公共放送」の役割

- あまねく日本全国において受信できるよう措置（全国に居住する国民に対して「公共放送」の役割を果たす）
- 豊かで、かつ、良い放送番組の提供（とりわけ、文化水準の向上に寄与すること、地方向け番組を有すること、文化の保存・育成・普及に役立つこと）
- 放送及び受信の進歩発達のための調査研究（技術・産業及び文化面で放送界を先導し、放送界全体に貢献する）
- 国際放送（海外同胞向けの報道・娯楽番組を有する、我が国文化・産業等を紹介し我が国に対する正しい知識を培い・普及する）

あまねく日本全国において受信できるよう措置

国内基幹放送の実施

地上波放送（総合・Eテレ）、BS放送（BS1、BSプレミアム、BS4K、BS8K）、AMラジオ（第1、第2）、FMラジオ

豊かで、かつ、良い放送番組の提供（例）

①生命・身体の維持

災害報道、新型コロナ報道

②社会の多様性・自律を助ける

教育・教養番組、福祉番組

③国民的な娯楽

紅白歌合戦、大河ドラマ

④民主主義の維持

ニュース、ドキュメンタリー

⑤地域社会の維持

地域ニュース、列島ニュース

⑥文化の保存・育成・普及

伝統芸能番組、NHKアーカイブス

放送及び受信の進歩発達（例）

4K・8Kの普及促進

AR、VR技術の研究

字幕の自動生成、手話CG

ハイブリッドキャスト

国際放送

NHKワールドJAPAN
※外国人向け

NHKワールド・プレミアム
※邦人向け

NHKワールド・ラジオ日本

- NHKプラス、NHKオンデマンドなどのインターネット活用業務は、NHKの「任意業務」として実施。
- 実施に当たっては、NHKが定める実施基準を総務大臣が認可する仕組みとしており、「必須業務」である放送を補完するものとして、「目的達成に資すること」「過大な費用を要するものでないこと」「受信料制度の趣旨に照らして不適切でないこと」などを要件としている。

NHKの業務

必須業務
(放送法第20条第1項)

- 国内放送
- 国際放送
- 放送に関する研究開発等

任意業務
(放送法第20条第2項)

インターネット活用業務

<p>NHKプラス</p> <p>国内地上波番組の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送同時配信 ・見逃し配信 <p>(第2号)</p>	<p>NHKオンデマンド</p> <p>国内地上波・衛星波番組の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド配信 <p>(第2号)</p>	<p>NHKワールドJAPAN ネットサービス</p> <p>外国人向け国際放送番組の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送同時配信 ・オンデマンド配信 <p>(第2号)</p>	<p>NHKワールドプレミアム ネットサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・邦人向け国際放送番組の一部の放送同時配信・オンデマンド配信 (第2号) ・日本語テレビ番組(邦人向け国際放送番組含む)を外国動画配信事業者への提供を予定 (第3号)
---	--	--	---

■ 放送番組等の外国放送事業者への提供 ■ 附帯業務(番組の周知広報、テキスト出版、受信相談等)

目的外業務
(放送法第20条第3項)

- 施設・設備の提供・賃貸
- 番組制作の受託等

インターネット活用業務実施基準 (総務大臣認可)

- ・インターネット活用業務の種類・内容・実施方法
- ・インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項
- ・料金その他の提供条件に関する事項 等

認可要件

- ・NHKの目的達成に資すること
- ・過大な費用を要するものでないこと
- ・受信料制度の趣旨に照らして不適切ではないこと 等

- NHKは、2008年12月から、見逃し・オンデマンド配信サービス「**NHKオンデマンド**」を開始。
- 2020年4月からは、常時同時配信・1週間の見逃し配信サービス「**NHKプラス**」を開始。

インターネット活用業務（2号受信料財源業務） 2022年度予算 190.1億円（国内：159.3億円、国際：30.8億円）

NHKプラス

- ・**地上波（総合・教育）**の放送番組の同時配信及び見逃し番組配信（原則1週間）サービス。

※同時配信については、原則すべて。
（総合テレビは24時間、Eテレは19時間）

- ・**無料**だが、受信契約を確認できない者には、同時配信の画面上に受信契約確認メッセージを表示し、見逃し番組配信は利用不可。

- ・**登録完了者数は約280万件**（2022年6月末時点）

- ・**訪問ユーザ数（UB数※）は週平均約106万。**

※一定期間内にサイトを訪問した重複のないユーザ数。

放送同時配信



どこでもNHKの番組を楽しめる
総合テレビやEテレの番組を放送と同時に視聴できます。

追いかけて再生

放送中に、番組の冒頭や途中に戻って視聴できます。

※画面はイメージです

見逃し番組配信



いつでもNHKの番組を楽しめる
総合テレビやEテレの番組を放送終了後から7日間視聴できます。

プレイリスト

ジャンルやテーマ別に見逃し番組を並べ、番組を見つけやすくなりました。

※画面はイメージです

（NHKプラスリーフレットより作成）

NHKニュース・防災アプリ

- ・災害情報等のニュースを同時配信（2016年から）
- ・理解増進情報の配信



NHKワールドJAPAN

- ・外国人向け国際放送（テレビ・ラジオ）の同時配信、オンデマンド配信



らじる★らじる

- ・ラジオ放送（第1、第2、FM）の同時配信、聴き逃し配信（2011年9月から）



インターネット活用業務（2号有料業務）

2022年度予算 27.5億円（3号有料業務含む）

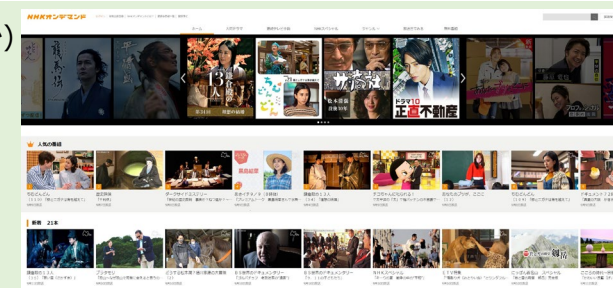
NHKオンデマンド

- ・**衛星放送の一部番組も含む放送番組**を、2～3週間程度又は期間を定めずに提供するオンデマンド配信サービス。

- ・**有料**（月額990円か1本あたり110円～330円）

- ・**会員登録者数は約314万人**（2022年6月末時点）

- ・**10,000本以上の番組**を提供。



➤ 国際的な受信環境の変化に伴う「リーチ率」のトレンドに対応して、国際放送コンテンツのインターネット配信も推進。

NHKワールドJAPAN

外国人向け	テレビ	<ul style="list-style-type: none"> 日本やアジア、世界の最新情報など多彩な番組を1日24時間世界に向けて英語で放送 (※衛星やケーブルテレビを通じて約160か国・地域、約3.8億世帯で24時間視聴可能) 	ネット配信	<ul style="list-style-type: none"> NHKワールドJAPAN公式アプリ NHKワールドJAPANが多言語で発信しているニュース・番組が視聴可能 NHK WORLD-JAPAN HP 国際放送(テレビ・ラジオ)の同時配信・オンデマンド配信等 外国のネット動画配信事業者を通じた配信
	ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> 全世界に向けて、17言語でラジオ国際放送を実施 		

NHKワールド・プレミアム

在外邦人向け	テレビ	<ul style="list-style-type: none"> 在外邦人に向けて日本語で放送するとともに、外国放送事業者に番組提供 NHKのニュース・情報番組等の放送に加え、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能などさまざまな番組を提供 	ネット配信	<ul style="list-style-type: none"> NHK WORLD-JAPAN HP 「海外向け日本語サービス」として、国際放送(テレビ・ラジオ)の同時配信・オンデマンド配信等 日本語テレビ番組(在外邦人向け放送番組を含む)の外国ネット動画配信事業者を通じた配信を予定
	ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> 日本語で日本の情報や海外安全情報を放送(NHKワールド・ラジオ日本) 		

要請放送

※上記の [] の枠内

1. 制度の概要

- 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請することができる(放送法第65条)。
- 放送法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上。
※令和4年度予算は、テレビ：約26.3億円、ラジオ：約9.6億円。合計約35.9億円。

2. 要請内容

- 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項、その他国の重要事項について、外国人向けのテレビ国際放送(英語等)、邦人向け及び外国人向けラジオ国際放送(日本語・中国語・朝鮮語)の実施を要請。

国際戦略調査

	2019		2020		2021
	4Q	2Q	4Q	2Q	4Q
四半期リーチ率 (※1)	17.5	15.8	17.3	16.6	15.9
放送リーチ者	12.2	10.6	10.5	10.2	9.2
配信リーチ者	13.6	12.1	14.1	14.0	13.7
日本の理解度 (※2)					
四半期リーチ者	86.7	84.2	84.7	86.5	85.9
放送リーチ者	87.9	84.5	84.3	88.0	87.0
配信リーチ者	88.8	87.7	87.4	87.7	87.9
非四半期リーチ者	47.2	47.5	48.0	48.8	48.9

○は前期、前年同期と比較してともに有意に増加した項目(今期はなし)、○は前期、前年同期と比較してともに有意に減少した項目
 ※1: 四半期リーチ率はNHKのテレビ、ウェブサイト・アプリ、ラジオのほか、外部プラットフォーム(動画等投稿サイト、SNS等)での視聴者を指す
 ※2: 「日本の理解度」は「日本全般」「国民性」、「政治面」、「経済面」、「文化面」の5指標の平均値
 出所) 2022年1月12日～2022年2月9日実施のインターネット調査結果。調査範囲(7か国9都市): ワシントンDC: 1,025 ニューヨーク市: 1,024
 ロサンゼルス: 1,022 タイ: 1,871 インドネシア: 1,892 シンガポール: 1,842 バトナム: 529 イギリス: 1,840 フランス: 1,837

(参考) 諸外国の公共放送のインターネット活用業務の概要

		英国	仏国	独国	韓国	日本
公共放送		BBC	フランステレビジョン	ARD、ZDF	KBS	NHK
同時配信	実施状況 (位置付け)	○ (<u>本来業務</u>)	○ (<u>テレビサービスに該当</u>)	○ (<u>基本任務</u>)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務)
	料金	無料	無料	無料	無料	無料
	財源	<u>受信許可料</u>	<u>公共視聴覚負担金 及び広告料</u>	<u>放送負担金 及び広告料</u>	受信料及び広告料	受信料
見逃し配信	実施状況 (位置付け)	○ (<u>本来業務</u>)	○ (<u>オンデマンド視聴覚メディア に該当</u>)	○ (<u>基本任務</u>)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務)
	配信 期間 ・ 料金	(BBC iPlayer) 放送後原則30日間以内 (ダウン ロード後30日間は保存可能) ⇒無料	(france.tv) 放送後最低7日間 ⇒無料	(ARD Mediathek、 ZDF Mediathek) 放送後7日間 ⇒無料	(my K) 放送後1～2週間 ⇒無料(一般画質) ⇒有料(高画質)	(NHKプラス) 放送後1週間 ⇒無料
	財源	<u>受信許可料</u>	<u>公共視聴覚負担金 及び広告料</u>	<u>放送負担金</u> <small>※宣伝、寄付はテレメディアにおいて認められ ない</small>	受信料、広告料 サービス対価	受信料 サービス対価
その他 VOD	実施状況 (位置付け)	— <small>※H27年にサービスを開始したが、需要の伸び悩 みからH29年に休止。</small>	○ (オンデマンド視聴覚メディア に該当)	○ (基本任務)	○ (法令に規定なし)	○ (任意業務)
	配信 期間 ・ 料金	—	(france.tv) 無制限 ⇒有料	(ARD Mediathek、ZDF Mediathek) 無制限 ⇒無料	(my K) 無制限 ⇒無料(低画質) ⇒有料(高画質)	(NHKオンデマンド) 番組ごとに配信期間を設定 ⇒有料(一部無料)
	財源	—	<u>サービス対価</u>	<u>放送負担金</u> <small>※宣伝、寄付はテレメディアにおいて認められ ない</small>	受信料、広告料 サービス対価	サービス対価
利用状況	3億3,140万アクセス/月 (R1.5)	5,050万アクセス/月 (H26.12)	3,000万アクセス/月 (H23)	・(同時配信) 専用アプリダウ ンロード数600万以上 ・(見逃し配信) 非公表 (H27.3)	・(NHKプラス)週次視聴UB数: 106.1万 (R4.6) ※毎週の四半期平均 ・(NHKオンデマンド)登録会員数: 約314万 (R4.6) ・(NHKオンライン)週次訪問UB数: 2,606万 (R4.6)	
テレビなどの受信設備 以外で受信料の徴収 対象となる受信機	PC、携帯電話等については、 <u>同時配信及び見逃し視聴も徴 収対象</u>	—	受信機の有無を問わず <u>すべての住居占有者 及び事業主から徴収</u>	—	—	
予算規模 (全体に占める割合)	H29 408億円 (7.58%)	H25 55億円 (2.3%)	H24 188億円 (2.0%)	不明	R4 190億円 (2.8%) <small>※2号受信料財源業務</small>	

NHKの業務・受信料・ガバナンスは相互に密接不可分であり、一体的な改革の推進が必要。

現状と課題

今後の方針(中期経営計画等)

業務

- **チャンネル数の見直し**(2018年BS4K・BS8K開始)
- **営業経費(契約収納費、人件費等)の削減**
 - (H17決算) 支出の13.6%⇒(R3決算)9.1%
- **インターネットの活用**
 - R1放送法改正により常時同時配信が可能に

- 衛星波は**2023年度に1波削減**、ラジオは**2025年度に1波削減**(中計)
- **営業経費のさらなる抑制**(中計)
 - 訪問によらない営業、特別あて所配達郵便 等
- **テレビを全く／ほとんど見ない人を対象としたネット配信の社会実証**(2022年4・5月第1期実証実施)

受信料

- **受信料はこれまで段階的に引下げを実施**

	～H24.9		～R2.9		R2.10～	
	口座・クレジット	継続振込等	口座・クレジット	継続振込等	口座・クレジット	継続振込等
地上契約(月額)	1,345円	1,395円	1,260円	1,310円	1,225円	1,275円
衛星契約(月額)	2,290円	2,340円	2,230円	2,280円	2,170円	2,220円

- **事業規模の1割にあたる700億円程度を原資として、2023年度に受信料の値下げを行う**(中計)
- **還元目的積立金制度**(放送法の一部改正)

ガバナンス

- **子会社等の見直し**
 - 子会社(H12)38社⇒(現在)11社
- **累次の放送法改正により、経営委員会の機能を強化**
 - NHKグループの内部統制の強化、役員の実義義務、監査委員会の機能強化 等

- 子会社を含む**NHK関連団体について、全体の規模を縮小し、団体数を削減**(中計)
- 財団は2023年度中の統合を検討(中計)
- NHKの出資対象に**中間持株会社**を追加(放送法の一部改正)

參考資料

年	新たな時代の公共放送の在り方に関する検討体制
2015～2020 (H27～R2)	<p>「放送を巡る諸課題に関する検討会」 (座長：多賀谷一照 千葉大学名誉教授)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 第1次取りまとめ (2016年9月9日) ➤ 第2次取りまとめ (2018年9月28日)
2020～2021 (R2～R3)	<p>「放送を巡る諸課題に関する検討会 公共放送の在り方に関する検討分科会」 (分科会長：多賀谷一照 千葉大学名誉教授)</p>
2021～ (R3～)	<p>「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」 (座長：三友仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授)</p>

「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめ（平成28年9月9日）概要

(今後の受信料の在り方)

- ・NHKの放送事業者としての番組編集等に関する自主性・自律性は当然に確保される必要がある。その上で、NHKは、国民・視聴者からの受信料で運営される特殊法人であるという観点から、しっかりとしたコスト意識をもって、効率的・効果的な取組を行うことが当然に求められる。
- ・こうした視点の下、受信料の在り方については、今後の業務の在り方等を踏まえ、受信料の公平負担を確保し、国民・視聴者に納得感のあるものとするという観点から、今後検討していく必要がある。

「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ(平成30年9月28日)

(新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性)

- ・放送は、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与することを究極の目的としており、我が国においては、NHKと民間放送が、それぞれに役割を果たしながら放送サービスの充実に貢献してきたところ、昨今の視聴環境の変化に伴い、NHKが放送の補完として、インターネットを最大限活用すること、具体的には、常時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性がある
- ・ただし、NHKが、受信料により放送を実施する目的で運営されていること等を踏まえると、常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保することが必要不可欠であり、さらに、その前提としてNHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されることが必要
- ・そのため、具体的には、NHKの常時同時配信を実施することに伴い、常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため、現行のセーフガード措置の見直し、地域情報の提供の確保、他事業者等との連携・協力等の確保等について必要な措置を講ずるとともに、見逃し配信等の在り方等についても適切な検討が行われることが必要
- ・また、NHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されるため、コンプライアンスの確保、情報公開による透明性の確保、NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保等について、NHKのガバナンス改革を行うことが必要

「公共放送の在り方に関する検討分科会」とりまとめ（令和2年11月24日）概要

1. 受信料の適正負担

① 繰越余剰金の受信料への還元

- ・一定水準を超える剰余金を、還元目的の「積立金」とし、次の中期経営計画の期間に受信料引下げへの充当を義務付け。
- ・積立金が蓄積されているにも関わらず、受信料の引下げを実施しない場合には、国民・視聴者に対してその理由について説明義務。

② 中間持株会社制の導入

- ・NHKはどのような効果が見込まれるのかを具体的に明らかにする説明責任があり、一定の説明は行われたが、現時点では必ずしも十分とはいえない。
- ・仮に制度を導入する場合、中間持株会社傘下の子会社について、NHKの業務に密接に関連するものに限定等。また、事後的に効果の検証を実施し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

2. 受信料の公平負担

① 受信設備の設置届出及び未届に対する設置推定

- ・既契約者や非設置者を対象とした届出及び未届に対する設置推定は不要・不適當。
- ・受信契約を締結していない受信設備設置者のみを対象として、設置の届出を促すことは一定の意義。その実効性を確保する手段について留意が必要。

② 未契約者氏名等（居住者情報）の照会 →個人情報保護や照会先の負担等の問題点が指摘されており、不適當。

③ 民事上の担保措置としての割増金

- ・現行の契約制を維持した上で、正当な理由がないにも関わらず受信契約の締結に応じない受信設備の設置者のみを対象とし、刑事罰・行政罰とは異なる民事上の担保措置としての割増金を法律に規定。
- ・受信契約を締結していない受信設備の設置者が、設置の届出を自ら適切な時期に行った場合、割増金を適用しないこととすることにより、設置の届出を促し、支払率の向上につなげていくことも考えられる。

④ 訪問営業活動の注視

- ・NHK及びその委託法人による訪問営業活動について、制度改正後の実態についても、行政において注視することが重要。

3. NHKと民間放送事業者の連携

- ・ネットワークの維持・管理等に関する民間放送事業者との協力の努力義務を導入。

4. その他

○インターネット活用業務の位置づけと受信料の在り方

- ・「NHKプラス」や「TVer」の利用等の取組も着手されており、まずは、こうした取組を通じ、インターネットを通じた視聴拡大を図ることが重要。

○衛星付加受信料の見直し

- ・NHKにおいて速やかに検討を進め、考え方を示すとともに、その進捗を踏まえ、あらためて広く議論を行う。

(8) Society 5.0 の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	デジタル時代における放送制度の在り方について	<p>a.～b.（略）</p> <p>c. 総務省は、NHK及び民間放送事業者の同時配信等及びオンデマンド配信による方法を含めて、<u>通信における放送事業者の情報発信を推進するために、プラットフォーム連携やオンライン配信を推進するための必要な制度や方策を含めた、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>a.～b.（略）</p> <p>c: 令和4年度検討開始、結論時に期限を定めて措置</p>	総務省

1: インターネット時代における公共放送の役割

- 私も、ブロードバンドの進展・普及とともに、今後、ネット経由のグローバルなコンテンツプレイヤーを交えた、テレビ「画面」の争奪戦になると思っております。アテンションエコノミーにおいては、人々の関心の度合いが経済的価値を持つため、質の高いコンテンツよりもユーザーの関心を引くコンテンツの価値の方が高いこととなりますので、このため、注目は集めるけれども、確かな裏付けのない情報や虚偽の情報、いわゆるフェイクニュースが急速な広がりを見せる要因の1つになったともいわれております。このように、通信・放送の融合の進展が、資本の論理と視聴者のニーズ論だけで進んでいくことに、私は危惧を覚えております。「公共放送の在り方に関する検討分科会」における私の発言(※)が引用されているが、公共放送の常時同時配信のあるべき役割論・機能論をしっかりと検討すべき。

※ テレビ受信機で受信していない非リーチ対象のアクセスをどう担保するか、とか災害時や非常時へのアクセスをどう担保するかといった、いわば公共放送としてのユニバーサルサービスとしての機能をいかに充実させるかという見地から、常時同時配信のあるべき役割論・機能論を再定義することが重要

(第1回 林構成員)

- やはりNHKさんが取り組まれたことというのは、コンテンツの信頼性ということもあると思うんですけど、やはりデジタル時代の中で、幾つかのコンテンツをつなぎ合わせて使ってもらったりですとか、一方で、様々なコンテンツがあふれている中で、情報の信頼性と言われているようなところについて、なかなか中立な情報が少ないという中で、放送という信頼性を担保できるような事業者が関わっていくことについて一定の価値を示していただいたのではないかと思います。こういった取組をしていく中で、今後、NHKさんとしても、放送波だけではなくて、ネット社会での情報空間の維持可能性だったりですとか、民主主義の基礎としての公共性を築いていただくというような形にしていただければと思う。

(第10回 落合構成員)

- やはり少なからぬユーザーが、潜在的にセレンディピティ(注)を求めていたり、編集されたある種バランスのよい情報の摂取を求めている、あるいは、ネットにおける自分の立ち位置というんですかね、さっきのフェイクアラートとか、客観的に情報の評価を行えるような、そういったものを求めているということも分かりましたし、他方で、同時に商業的なアルゴリズムですとなかなかそういう要望を実現していくというのは困難なところがあるのかなとも感じました。その点で、広告的なビジネスから自由なNHKさんがこういった取組を行うということには一定の意義があるのかなと感じた次第です。

(注) 探しているものとは別の価値あるものを偶然見つけること

(第10回 山本龍彦構成員)

2: NHKのインターネット活用業務の在り方

- ユーザーさんから見たときに境は溶けてきているので、インターネットの活用というのは、**選択肢として考えるという立場ではもう多分ない**選択肢だと思っています。**もはや当たり前を考える中でのバランスを図っていくというテーマ**だと思っています。
(第2回 瀧構成員)
- NHKにおけるインターネット配信について十分な投資を行うということが、二元体制の一翼を担う民放にとっても意義があることと思っています。(第11回 大谷構成員)
- NHKの様々な仕組みの中で、要望があったとしても、それは出ていくのはおかしいという御発言だったと思いますがけれども、時代がこうやって動いていく中で、仕組みもまた変えていくべきという考え方もあるのではないかと、これは私の意見ですけれども、申し上げておきたいと思います。(第5回 長田構成員)
- インターネット活用業務の本来業務化の話というのは、諸課題検討会の時から論点として議論が続いていたと思います。・・・(中略)・・・私はこの論点は、検討会の表題にあるデジタル時代の放送制度の在り方を考える上で、やはり避けて通れないと思います。折しもイギリスのDCMCが放送改革のための白書を公表しましたが、その中でもオンラインプラットフォーム上の公共サービスとしての放送という位置づけを強調していたように思います。もちろん、イギリスの動きがこうだから日本もこうすべきだということでは全然ないわけですが、社会の趨勢として、あるいは市場実態の変化に応じて、NHKによるインターネット活用業務の在り方については、ここには直接の記載はないわけですが、中長期的な論点として引き続き検討していただきたいなということで、要望として、事務局で御検討のほどよろしく願いいたします。(第9回 林構成員)
- 例えばNHKのインターネット活用業務の制度的位置づけなどは放送に準じたということで、これは先ほど来、構成員の先生方からも言及あったところですが、制度上、放送に準じたといいますが、つまり、任意業務としての放送の補完というものが位置づけが与えられたにすぎないというところだと思わなければならないのですが、今日に限らず、ずっと私、ちょっと気になっているところなんですけれども、今後、視聴実態としてNHKの番組に限らず、放送番組を時間や場所に関係なく、スマートフォンだとかインターネットを介して見るということになってくると、受信者は同時配信が、放送なのか通信なのかということは頓着しなくなってくると思いますので、同時配信が放送法上の放送の補完としての位置づけをこのまま未来永劫というか、ずっと永続的に維持していくというのは**実態と合わなくなってくるかもしれない**なと。むしろ今後の視聴実態の展開としては、若年層なんかを中心に、同時配信のほうが主体になって、お茶の間の受信機を通じた視聴というのが補完になる可能性さえあるのかなというふうに思っています。(第11回 林構成員)

2: NHKのインターネット活用業務の在り方(続き)

- 過度な規制が不適當というのは、民放連さんのご指摘だったと思いますが、それはそのとおりだと思います。一方で放送事業者がインターネットでの情報発信を増やし、これによって質の高い情報が提供されるようになっていくことは、より一層重要であろうと考えております。放送の体制としては、そういった中で、二元体制により言論の多様性も確保されてきたことは評価すべきであると思います。今後のインターネットにおける情報の質の確保に関しても意欲がある、実証実験を進められていることも踏まえて、NHK、民放双方のインターネット業務の在り方について、今後しっかりと正面から検討していくことが必要と考えます。
(第13回 落合構成員)
- テレビについては初回の頃の資料にありましたけれども、放っておきますと若者が見なくなってしまうので、そうするとNHKの受信料も払わないとかいろいろな縮小均衡がどうしても見えてしまう中で、インターネットが当たり前の時代における、例えばNHKのインターネット業務の在り方というのも、議論は困難です。ただ、困難な議論を避けずに、引き続き検討を行っていくべきだと思っております。
(第13回 瀧構成員)
- 情報空間が放送以外にも広がって、まさに社会的な情報の共有ということが非常に重要になってきている中において、NHKを含む放送事業者がネットにおいても一定の役割を果たすということは今後重要になってくるだろうというように思う中で、もちろんNHKの三位一体改革が重要であるということは、これおっしゃるとおりだと思うんですけども、その議論と、このネット活用業務の本来業務化の議論というのは、同時並行的にやっぱり進めていく必要があるんじゃないかなというように思います。
(第5回 林構成員)
- 新聞協会さんの資料を拝見する中で、NHKの改革がされるまではというような表現があります。確かにNHKの三位一体の改革、これをしっかりフォローアップしていくことは大事だとは思いますが、それと並行しながら、やはり、この検討会で議論しているようなNHKと民放の協力であったり、ネットへの移行と、こういったものをしっかり考えていくことは重要であろうと考えております。
(第5回 落合構成員)
- 放送の補完の観点で三位一体ということが挙げられていたんですけども、それにとどまらず、やはりネットでの視聴環境というのが非常に劇的に変化をしてきているということも考える必要があると思います。特に海外ではテレビをネットで視聴するというような視聴習慣になりつつありますので、そういった状況も鑑みながら議論をしていく必要があるのではないかなと思いました。
(第5回 飯塚構成員)

2: NHKのインターネット活用業務の在り方(続き)

- 今後の課題であるその放送番組のネット配信について、公共放送と民放の位置づけをどのようなものとして捉えるかというのが重要ではないかと思っております。限られた視聴者の時間を奪い合う競争関係にあるものと捉えるのか、それともデジタル時代の知識空間、情報空間を支える社会インフラとして、相互補完関係にあるものと捉えるかによって、今後の制度の捉え方が大きく異なってくると思っております。受信料財源を利用したネット配信という位置づけが、仮にNHKが変わっていったとしても、公正競争の観点や受信料負担者の保護といった観点から、今後とも非対称規制は維持されるべきものだと思っております。 (第13回 大谷構成員)
- 放送が何を担保するものなのかと。どういう役割を果たすものなのかというのを踏まえて、今後、宍戸先生がおっしゃられたような同時配信に放送の定義を及ぼしていくべきなのかであったり、多賀谷先生もおっしゃっていただいたOTTに対してどう考えていくべきなのかということもあろうと存じます。 (第3回 落合構成員)
- NHKの理解増進情報についてのコメントがあったと思えますけれども、現在インターネット活用業務の実施基準の中にも明示されている形で運用が進んでいると思えますが、具体的にどのような点が問題と考えていらっしゃるのか。例えばコロナ関係のサイト、あるいは復興支援のサイトなどで、かなり有用な情報の提供が受けられており、特定の放送番組との関連づけもなされていると理解しています。 (第5回 大谷構成員)
- そもそも受信料収入の2.5%だけをネットに回すという、その2.5%という数字自体、私は根拠薄弱であるだろうと思っております。 そもそも受信料収入が増えれば、2.5とか3の掛け算をしても、あまり意味がないわけでございます。むしろNHKに徹底的な情報開示をさせた上で、本当にNHKの同時配信のミッションに必要な額はどれぐらいであり、そしてその額について公的な議論をNHK経営委員会で議論していただいたものをしかるべき場所で精査した上で、それが2.5を上回ろうか下回ろうか、両方あり得ると思うのですけれども、それを必要な配信の費用として計上するということがあるべきであって、繰り返しになりますが、この2.5という数字自体は、私はそこにこだわって本来あるべき業務をしないとか、逆にやらなくていい業務をしてしまうということになるのは、ガバナンスとして問題ではないかと思っております。 (第3回 宍戸教授)

3: インターネット活用業務に関する民間放送事業者への協力の在り方

- NHKにおけるインターネット配信について十分な投資を行うということが、二元体制の一翼を担う民放にとっても意義がある こととっておりますので、そういった展望について、既に触れていただいているところですが、今後の展望に活かされるようにお願いしたいと思います。

(第11回 大谷構成員)

4: インターネット活用業務の財源と受信料制度

- 私は、このような現状認識の下で、放送の意義、また、信頼できる、ある意味で栄養食、免疫食としての特に公共放送、この意義が再確認、場合によっては再定義されなければならないのではないかとっております。技術ベースで定義していくのか、内容ベースで定義していくのかということもあろうかと思えます。仮にインフォメーションヘルスを守るという意義があるとしても、例えば、本日の資料にもありますように、チューナーレスが進めば、従来の意味におけるテレビは見れなくなる。また、テレビ受信機を基準として維持する限りは、受信料も取れなくなって、公共放送の財源的な問題も出てくるのではないか。こういったことも議論の対象になっていくのではないかなとっております。

(第1回 山本龍彦構成員)

親会取りまとめ案に対する主な意見

(放送コンテンツのインターネット配信の在り方<NHKのインターネット配信>関係)

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 新聞・通信社も取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報をインターネット空間に増やしていくことは重要だと認識し、報道活動に取り組んでいる。放送の「二元体制」論をネット空間にも当てはめ、NHKが巨額な放送受信料を財源にネット業務をさらに拡大して取り組めば、民間事業者の公正な競争をゆがめ、言論の多様性を失わせることになりかねない。検討会は受信料制度とのバランスを踏まえた議論を深めるべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ NHKのインターネット配信は「放送の補完」として実施されています。その在り方について、「本取りまとめ以降、具体的かつ包括的に検討を進めた上で、制度的措置についても併せて検討していくべきである」と提言していますが、仮に「放送の補完」との位置付けの見直しを含めて検討するのであれば、テレビ受信機に紐づいて契約義務を定めている現行の受信料制度との関係を整理し、視聴者・国民各層の十分な理解を得ることが欠かせません。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟ほか19者】</p> <p>○ NHKのネット業務拡大の議論の前提として、受信料制度の枠内ではなく民間事業者と公正な条件で競争することを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【テレビ大阪株式会社ほか7者】</p>	<p>○ NHKのインターネット業務の在り方については、本取りまとめ以降、本検討会において具体的かつ包括的に検討を進めていく予定です。</p> <p>NHKのインターネット活用業務の在り方について今後検討する場合には、御意見のとおり、現行の受信料制度についても併せて議論することが必要になると考えます。</p> <p>ネット市場の公正競争への影響については、今後、NHKのインターネット業務の在り方を検討する上での重要な視点の一つであると考えます。</p>
<p>○ NHKが放送の「補完業務」であるネット事業を放送番組の「理解の増進に資する情報」を名目に、巨額の受信料を財源に崩壊的に拡大していけば、不断の経営努力を積み重ねながら質の高い報道とサービスを提供している民間メディアや事業者の公正競争がゆがめられ、多様な言論を通じた民主主義の維持、発展にも影響を及ぼしかねない。NHKのネット業務拡大につながる議論には、民間事業者との公正な競争の視点が不可欠だ。NHKにはまず業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」の推進と、その結果に対する国民・視聴者の理解を求める必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社日本経済新聞社ほか2者】</p>	<p>○ NHKのインターネット業務拡大につながる議論を前向きに行うためには、NHKが中期経営計画において自ら約束した受信料の値下げ等の「三位一体改革」を確実に実行し、国民視聴者に説明責任を果たすことが求められます。</p> <p>また、ネット市場の公正競争への影響については、今後、NHKのインターネット業務の在り方を検討する上での重要な視点の一つであると考えます。</p>
<p>○ 総務省においてはNHKに対して、第二期以降の社会実証の結果として、実証で得られた技術面・費用面等からの知見についても全面的に開示するよう促すことを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p> <p>○ NHKにおけるインターネット配信について、秋以降の第2期社会実証について、ポジティブな評価だけでなく、ネガティブな評価についても得られた結果を還元いただくことで、視聴者利便性の観点や法的観点も含め二元体制の一翼を担う民放事業者としても適切な経営判断の材料になると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社秋田放送ほか】</p>	<p>○ NHKの実証で得られた知見の共有についての御意見に関しては、本案においても「NHKのインターネット配信は、二元体制の一翼を担う民間放送事業者にとっても、技術的知見の共有等の観点で意義あるものであるべきという視点も必要」と記載しております。NHKにおいては、本案も踏まえ、これまで以上に知見の共有に積極的に取り組むべきと考えます。</p>

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。)を行うこと。
 - イ 中波放送
 - ロ 超短波放送
 - ハ テレビジョン放送
 - 二 テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。)を行うこと。
 - 三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。
 - 四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。
 - 五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。
- 2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
- 一 (略)
 - 二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報(これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(放送に該当するものを除く。)
 - 三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者(放送事業者及び外国放送事業者を除く。)に提供すること(協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。)
- 3～8 (略)
- 9 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 一 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法
 - 二 第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項
 - 三 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項
 - 四 その他総務省令で定める事項
- 10 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。
- 一 第十五条の目的の達成に資するものであること。
 - 二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。
 - 三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法並びに同項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。
 - 四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。
 - 五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 六 第二項第二号の業務にあつては、利用者(同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。)の利益を不当に害するものでないこと。

(業務)

第二十条

- 11 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たっては、第九項の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。
- 12 協会は、第九項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表しなければならない。
- 13 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たっては、第九項の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 14 協会は、第二項第二号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。
- 15 総務大臣は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、協会に対し、期限を定めて、当該各号に定める勧告をすることができる。
 - 一 第九項の認可を受けた実施基準が第十項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合 その実施基準を変更すべき旨の勧告
 - 二 協会が第十一項の規定に違反している場合 第九項の認可を受けた実施基準に従い第二項第二号又は第三号の業務を行うべき旨の勧告
- 16 総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、第九項の認可を取り消すことができる。
- 17 協会は、少なくとも三年ごとに、第二項第二号又は第三号の業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 18～19(略)

(受信契約及び受信料)

- 第六十四条** 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。
- 2～4 (略)

(国際放送の実施の要請等)

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項(邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。)その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 4 協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。
- 5 第二十条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(国際放送等の費用負担)

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

- 2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内で行わなければならない。

(放送番組の編集等)

第八十一条 協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、第四条第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。
- 二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。
- 三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。
- 2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表しなければならない。
- 3 (略)
- 4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにしなければならない。
- 5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにしなければならない。
- 6 (略)